

第3章 検証

検証に当たっては、災害対策本部の「本部・支部」、「各部各班」等に係る11の「分野」について、「検証の視点」に基づき、下記の表に掲げる「検証項目」について検証を行った。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

災害対策本部は、災害対策基本法の規定により設置されるものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災の推進を図るための組織である。災害対策本部は、本部及び支部（危機管理課内・各地域振興事務所内に設置）で構成されるが、当該本部及び支部が房総半島台風等に対応できたのか、次の表に掲げる5つの「分野」について検証する。

	分野	検証の視点	検証項目
(1)	災害対応体制、本部設置に係る対応	① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。	・台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
		② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。	・台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
		③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。	・本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。 ・本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。
(2)	知事（本部長）の動き	① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。	・9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。
		② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。	・9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。 ・9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。 ・知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。
(3)	情報収集	① 情報収集の体制は充分であったか。	・情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。
		② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。	・市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣が発災3日後となったのはなぜか。 ・災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたのはなぜか。 ・防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。
(4)	人的支援（業務支援）	① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。	・被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。 ・被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は適切に行えたのか。 ・国によるリエゾンとの連携は充分であったか。 ・市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。 ・自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。
(5)	物資支援	① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。	・県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
		② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。	・県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。 ・プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

各部各班とは、災害対策本部の本部に置かれる組織であり、防災危機管理部以外の知事部局の各部（総務部、健康福祉部等）、企業局、病院局等が各部各班の事務（医療救護等）を行う。当該各部各班が房総半島台風等に対応できたかなど、次の表に掲げる6つの「分野」について検証する。

	分野	検証の視点	検証項目
(6)	医療救護	① 医療救護活動を関係規程等に沿って行うことができたか。	・医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。
(7)	社会福祉施設への支援	① 社会福祉施設への支援を関係規程等に沿って行うことができたか。	・社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。
(8)	水道供給	① 水道総合調整、応急給水への対応を適切に行えたか。	・発災前後の対応は適切に行われたか。 ・発災当日、給水区域内の市から集合住宅への応急給水の打診があったが、対応できなかったのはなぜか。
(9)	風害・水害対策（公共土木施設等）	① 風害・水害対策を適切に行えたか。	・風害・水害に備え、気象情報を共有し、適切に配備体制を執ったか。 ・河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報は適切に通知、発表できたか。 ・道路の被害状況を調査の上、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限したか。 ・道路上の倒木や土砂災害などの障害物除去は、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施できたか。 ・管理する施設の被害状況を速やかに調査し、復旧を行えたか。
(10)	ボランティア・NPOとの連携	① ボランティア・NPOとの連携はうまくいったか。	・県災害ボランティアセンターの設置時期は適切であったか。 ・ボランティアの協力を十分に得られたか。 ・NPO・ボランティアと連携・協力し、被災者のニーズを把握することができたか。
(11)	大規模停電への対応	① 大規模停電に対してどのように対応したか。	・燃料供給要請の対応は適切だったか。 ・電源車派遣要請の対応は適切だったか。 ・倒木伐採支援の対応は適切だったか。 ・停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。 ・災害救助法の適用に係る対応は適切だったか。
		② 停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。	

千葉県災害対策本部の概要

1 千葉県災害対策本部組織

本部会議	本部長	知事
	副本部長	副知事
	本部員 (14人)	防災危機管理部長 (統括本部員) 総務部長 総合企画部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長の指定する者
	本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長が派遣を求める者

※部の内訳

総務部、総合企画部、健康福祉部、
環境生活部、商工労働部、農林水産部、
県土整備部、出納部、企業部、病院部、
教育部、警察部

部 (12部) ※ 部の内訳、下記。

支部 (12支部) 東京、千葉、葛南、東葛、印旛、香取、
海匝、長生、山武、夷隅、君津、安房

現地災害対策本部

本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	事務局次長	防災政策課長、危機管理課長、 消防課長、産業保安課長、総務 課長、財政課長、市町村課長
	事務局職員	総務班 情報班 応急対策班 応援支援班 航空運用調整班 被災者支援班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 (放射能事故対応班)
	本部連絡員	本部各部長の指名する者

大規模災害時に設置される調整本部等

・消防応援活動調整本部

(調整本部長：知事、副本部長：消防課長・指揮支援部隊長) ※防災危機管理センター

・国等関係機関 (内閣府ほか) ※本庁舎 5 階大会議室

・自衛隊 ※中庁舎 10 階大会議室

2 千葉県災害対策本部会議

(1) 本部長 (知事) は、県の災害対策を推進するため、災害対策本部室 (本庁舎 5 階特別会議室) において、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(2) 本部長は、上記 1 の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求める。また、災害の状況に応じて、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

(3) 県災害対策本部事務局は原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センターに設置する。

支部の組織

支部長・・・地域振興事務所長

副支部長・・・地域振興事務所次長

情報連絡員・・・地域振興事務所長があらかじめ指名した職員 (市町村に駐在し、災害の情報を支部長に通報する。)

班長・・・地域振興事務所のいずれかの課長、関係出先機関の長

支部連絡員・・・地域振興事務所長があらかじめ指名した職員 (支部各班の連絡調整・情報収集を行う。)

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（１）災害対応体制、本部設置に係る対応

＜検証の視点＞

- ① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。
- ② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。
- ③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備） 等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

（※）災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

- ・初動体制を確立するために、防災危機管理部長は、必要に応じて応急対策本部を設置することができる。

○災害対策本部設置

- ・地震の場合と異なり、風水害において、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〔 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき 〕

（災害救助法の適用基準）

- ・災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合
（災害救助法施行令第１条第１項第１号～第３号）
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（同令第１条第１項第４号）

○職員配備体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置後の配備は、基本的に次のとおり。

ただし、「局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたとき」は、この限りでない。

配備種別	配備基準	配備を要する課
第１配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部及び支部を構成するすべての県の機関
第２配備	県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	
第３配備	県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	

○職員動員の伝達

- ・本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法により行う。

勤務時間内：庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

勤務時間外：電話又は職員参集メール

＊職員参集メールは、本部事務局職員、本部連絡員、各課連絡代表者等に直接送信される。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月 6日 11:36 気象情報を秘書課を通じて知事に報告
16:41 台風接近に伴い「情報収集体制」をとる考えを秘書課を通じて知事に報告
- ・ 9月 8日 12:58 情報収集体制（自動配備）
- ・ 9月 9日 16:30 翌日の災害対策本部会議開催を決定
- ・ 9月10日 9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
- ・ 9月12日 危機管理課長から各支部（地域振興事務所）に対し、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示
- ・ 9月14日 21:59 本部事務局員に対する参集指示
- ・ 9月15日 13:00 本部事務局員参集

	9/6	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
	金	日	月	火	水	木	金	土	日	月
台風	11:36 気象情報を報告	12:58 警報	5:00 房総半島台風千葉県上陸							
配備体制	16:41 「情報収集体制」をとる考えを報告	12:58 情報収集体制（自動配備）		第1配備体制（配備指令伝達未実施）						
動員の伝達								21:59 参集指示 （本部事務局員限定）	13:00 参集	
本部			16:30 翌日の本部会議の開催を決定	9:00 本部設置 9:15 第1回会議						
				事務局は防災危機管理部の職員だけで対応				事務局を第1・2配備体制に移行		
支部				10:42 防災情報システムにより、本部設置を伝達		危機管理課長から、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示				

【検証項目】

- ア 台風上陸前の９月８日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
- イ 台風上陸の翌日９月１０日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
- ウ 本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。
- エ 本部事務局員に対する参集指示が本部設置４日後の９月１４日となったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 災害対策本部設置前の体制について

- (ア) 発災前９月８日（日）１２：５８から発災翌日９月１０日（火）９：００まで、防災危機管理部では、「情報収集体制」を敷くとともに、県関係部局においても、それぞれの分野において情報収集等に当たっていた。
- (イ) ９月８日（日）午前１１時の気象庁による緊急記者会見で「関東地方で瞬間最大風速６０ｍの猛烈な風が吹く可能性」を指摘していたが、当該情報をリアルタイムで入手しておらず、「この台風の雲域は比較的小さい（銚子地方気象台９月８日１１時報）」との発表の印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。
- (ウ) 台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休（９月８日１６：００発表）などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」を敷き、「応急対策本部」の設置についても検討すべきであった。
- (エ) 地域防災計画の定める、台風が暴風域に入ることが見込まれた際、知事に少なくとも「災害警戒体制」を取るよう進言すべきであった。

イ 災害対策本部の設置時期（被災翌日９月１０日）について

- (ア) 台風通過後は、関係部局、水道事業者、電力事業者などからの情報収集や総合調整を実施したほか、市町村からの人的被害・住家被害等の情報収集、物資支援要請への対応に努めた。６０万件を超える停電に伴う大規模な断水や病院・福祉施設等の電力・水不足への対応を最優先で実施していた。
- (イ) ゴルフ練習場の鉄柱、送電鉄塔、電柱等の倒壊などの報道映像があったが、夕方時点で、市町村からの報告では、家屋等の被害が２００棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったために、大規模災害が発生しているとの認識を職員相互で共有できなかった。
- (ウ) 大規模停電と断水（ライフライン）という状況を踏まえ、災害対策本部の設置を知事に進言すべきであったが、本県の過去の台風被害では、河川や内水の氾濫などの水

害が中心で、大規模停電とそれに伴う断水という経験がなく、判断ができなかった。

- (エ) 本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは難しかった。

ウ 災害対策本部設置後の対応・体制（職員への配備指令）について

- (ア) 本部設置に伴い、防災情報システムで各支部に対し本部設置を伝達した。併せて「本部第一配備」を敷いたが、地域防災計画に基づく、各部及び各支部への連絡はされなかった。

連絡が行われなかったことに対する組織的なチェックがされず、計画に定める手順が実施されなかった。

エ 災害対策本部設置後の対応・体制（本部事務局員に対する参集指示）について

- (ア) 本部第一配備を取った場合、本部事務局には、必要な人員体制を定めた、「災害対策本部事務局編成表」に従い、他部局の応援職員が加わることになるが、招集せず、当面、防災危機管理部の中で対応できると考え、災害対応業務の状況に応じて、体制を逐次強化しようと考えた。

- (イ) その理由は、風害による被害状況の把握が進まない中、当面の応急対策の焦点が「電力復旧」であり、重要施設（病院・福祉施設等）への対策である、自家発電機への燃料補給、電源車の手配、断水地域への給水車対応などは、9月9日から既に関係課・関係機関等との調整を進めていたことや、電力会社から、週半ばにはかなり復旧できそうとの情報を得ていたことが心理的に影響していたと考えられる。

- (ウ) 9月13日頃までは、防災危機管理部内での人員調整で対応できるものと考えていたが、停電の復旧見込みが数回にわたって修正され、対応の長期化が不可避となった状況を踏まえ、9月14日に他部局の要員に対する翌日の参集を指示した。

- (エ) しかしながら、事務局に必要な人員体制を取らなかったことは、定めに従ったものではなかった。

【東日本台風、１０月２５日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/15		10/25	10/26
	木	金	土		火		金	土
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				8:20 大雨警報 洪水警報	
配備 体制	災害対策本部 (第１配備) 9/10(9:30)～10/11(13:25)		災害対策本部 (第２配備) 10/11(13:25)～10/15(16:30)		災害対策本部 (第１配備) 10/15(16:30)～10/25(17:00)		災害対策本部 (第２配備) 10/25(17:00)～10/30(17:00)	
動員 の 伝達	16:27 各部局 あてに11日か らの配備体制 見込みを周知 するメールを 送信	13:37 庁内放送及び 参集メールに て伝達			16:30 庁内放送及び 参集メールに て伝達		17:16 庁内放送及び 参集メールに て伝達	
本部		13:00 第8回災害対 策本部会議	11:00 第9回災害対 策本部会議 19:30 第10回災害 対策本部会議				14:00 第15回災害 対策本部会議	9:00 第16回災害 対策本部会議
支部	地域振興事務 所長会議を開 催し、地域振 興事務所職員 を情報連絡員 として派遣							

※配備体制について、10月30日17時以降は、災害対策本部（第１配備）の体制をとった。

【解決の方向性】

- 震度により配備体制が決定する「地震」の場合と異なり、風水害での対応に関しては、気象情報を的確に分析し、鉄道の計画運休など他の要因も総合的に勘案したうえで、早期に、より上位の配備体制への移行判断を行う。
- ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に「災害警戒体制」を自動配備とすることや、初動・応急体制を確認するための「応急対策本部」の設置について検討する。
- 本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう設置基準の見直しを行う。
- 配備に係る職員への連絡の徹底を図るとともに、本部事務局員体制については、あらかじめ定めた人員を投入した上で、被害状況や応急活動の推移・経過などから判断し、

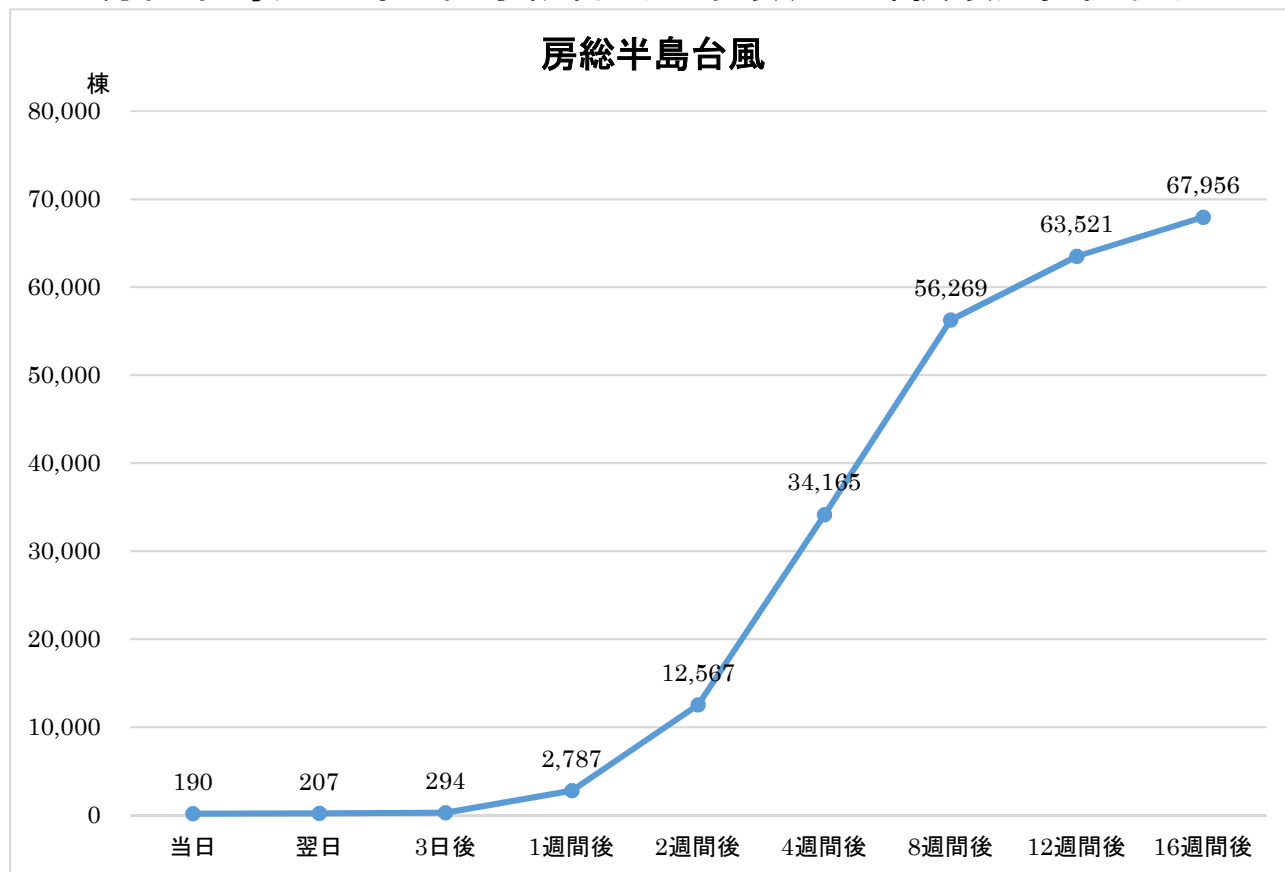
適正な配備規模とする。

- ・ 配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を危機管理課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。
- 災害発生時及び平時の組織体制の見直し、計画やマニュアルの点検等を行う。
- ・ 今回のような連続する災害とそれに伴う災害対応の長期化も見据え、平時における防災危機管理部局の組織体制の充実・強化を図る。
 - ・ また、応急活動等の基本となる、地域防災計画や応急対策に係る各種マニュアル等について、今回の対応を踏まえ改定を行う。
 - ・ これら計画やマニュアルを実効性のあるものとするため、職員向けの訓練や研修についても見直しを行うとともに、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。
 - ・ 訓練全般についても、これまで、主に大規模地震発生を想定し、実施してきたが、今回のような大規模な風水害などの要素も取り込んだ訓練を企画する。
 - ・ 地域防災計画にプロアクティブの原則※について記載することを検討する。

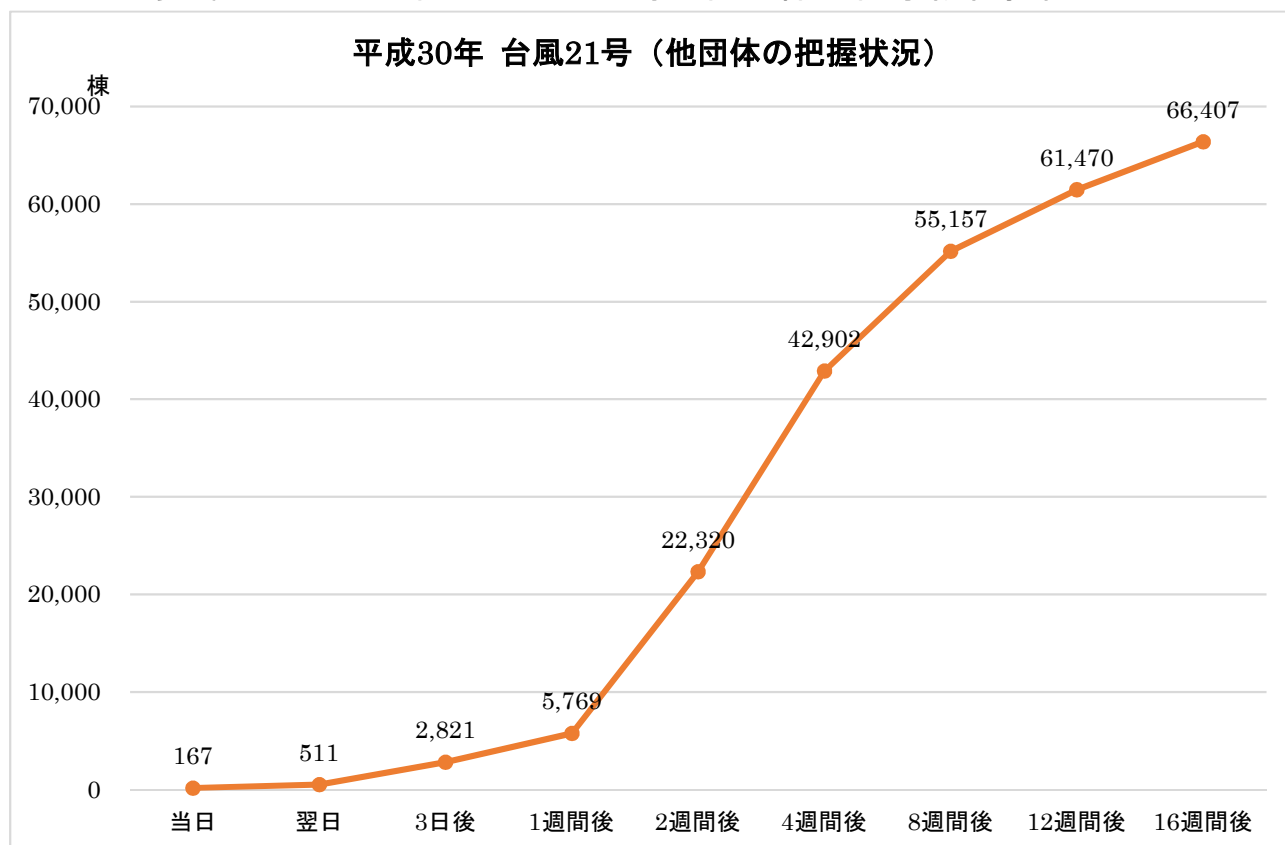
※プロアクティブの原則

- ① 疑わしいときは行動せよ、② 最悪事態を想定して行動せよ、③ 空振りには許されるが見逃しは許されない、の三原則。

房総半島台風時の住家被害（全半壊、一部損壊）把握状況



参考：平成 30 年 台風 21 号時の他団体の住家被害把握状況



（参考）他県の災害対策本部設置基準

ア 高知県（「高知県災害対策本部規程」）

- ・風水害時の配備基準は、第3配備（災害対策本部体制）では「台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき」とされ、「下欄」は第4配備（災害対策本部体制）の場合であり、第4配備では「○被災地区が市町村域を超え広域に渡る場合、○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合」とされている。

イ 和歌山県（和歌山県訓令「職員の防災体制等措置要領」）

- ・風水害の配備体制発令基準は、配備体制第1で「①暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。②紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。③危機管理監が必要と認めたとき。（台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。）」とされている。

ウ 鹿児島県（「鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」）

- ・一般災害の災害対策本部第1配備は、「（1）比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。（2）県内に特別警報が発表されたとき。」、第2配備は「相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要とみとめるとき。」、第3配備は「全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。」等となっている。

エ 兵庫県（「危機管理基本指針」）

- ・全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（２）知事（本部長）の動き

<検証の視点>

- ① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。
- ② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。

【関係規程等】

災害対策本部条例、災害対策本部設置要綱、地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備） 等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

○災害対策本部設置

- ・風水害においては、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〔 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある
場合等で、知事が必要と認めたとき 〕

○本部長の職務

- ・災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

○災害対策本部の所掌事務

- 〔 ・災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
・災害救助法の適用に関すること。
・国、他都県及び市町村の応援に関すること。
・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
・その他重要事項に関すること。 〕

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月 9日 8:00 情報収集を指示
16:30 翌日に本部員を集めた会議開催を指示
20:00 自衛隊との協議・調整を最優先で進めることを指示
- ・ 9月10日 4:00 自衛隊に給水支援の災害派遣を要請
9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
14:30 富里市内を視察

- ・ 9月11日 17:30 第2回災害対策本部会議開催
- ・ 9月12日 15:00 武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請
- ・ 9月13日 10:00 9月定例県議会開会
16:45 第3回災害対策本部会議開催
- ・ 9月14日 12:00 東京電力パワーグリッド社長と面談し、1日も早い復旧と正確な情報提供を要請
14:40 被災地を視察

※次の表中、[報告]は、防災危機管理部が秘書課経由で知事に報告したことを、
[指示]は、知事が秘書課経由で防災危機管理部に指示したことを示す。

日 時		動 向		備 考
9/6	金	11:36 16:41	[報告]・気象情報 ・台風接近に伴う体制として「情報収集体制」をとる考え。	
9/8	日	12:58	暴風警報→情報収集体制（自動配備）	
		13:04	[報告]気象情報	
		16:45	（都内）日本・米国中西部会日米合同常任委員会出席（18:00頃退席）	
9/9	月	5:00	房総半島台風が千葉県に上陸	終日・知事 公舎で待機 （両副知事は、防災危機管理部をはじめとする各部から被害や対応状況について報告を受け、協議をした。9/9以降同じ。）
		8:00	[報告]被害報（第1報）	
			[指示]情報収集	
		10:30	[報告]被害報（第2報）	
			[指示]情報収集	
		14:15	[報告]80カ所程度の病院で停電による電力不足・断水のおそれがある。	
			[指示]命に関する案件について最優先で協議調整を進めること。	
9/10	火	16:00	[報告]被害報（第3報）	左記の日程以外は、 庁舎又は公舎で待機
			[指示]情報収集（全容の把握）	
		16:30		
			[指示]断水、病院等の対応を最優先で協議・調整を進めるとともに、必要な対応をとるため、明日早朝に本部員を集めた会議を開催すること。（10日9:15本部会議開催決定）	
		20:00	[報告] ・被害報（第4報） ・病院への電源・燃料供給の調整、給水支援について、自衛隊と協議を進めている。	
			[指示]自衛隊との協議・調整を最優先で進めること。	
9/10	火	4:00	自衛隊に給水支援の災害派遣を要請／災害対策本部の9時設置を決定	左記の日程以外は、 庁舎又は公舎で待機
		9:00	災害対策本部設置	
		9:15	（庁内）災害対策本部会議（第1回） [本部長指示] ・東京電力に対し、早期復旧を強く要請すること。 ・市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連絡を密にし、全庁一丸となつて対応すること	
		11:00	（千葉市内）首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議2019年度総会出席	
		13:15	（庁内）町村会からの来年度予算編成に関する要望に対応	
		14:30頃	政策協議後、公用車で芝山町の自宅に行き私用車に乗り換え、30分～40分、富里市内の被害状況を視察。視察後、17時過ぎに知事公舎に戻る。	
			防災危機管理部担当副知事は、知事の視察について秘書課長から相談を受け、災害対策本部が必要な対応をとっていたこと等から了承した。	

次ページへ続く

日 時		動 向	備 考
9/11	水	10:00 (千葉市内) 東京五輪・パラリンピック CHIBA 推進会議出席	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		11:00 防災危機管理部に対し、情報収集のうえ、第2回の災害対策本部会議を開催するように指示した。	
		11:10 (庁内) 政策協議	
		13:00 頃 県庁発、公舎着	
		(千代田区) 私用	
		17:00 頃 県庁着	
		17:15 (庁内) 災害対策本部会議前の説明	
		17:20 エネルギー庁長官より電話連絡あり	
		17:30 (庁内) 災害対策本部会議 (第2回) [本部長指示] ・東京電力に対し、全力での早期復旧と県民への正確な情報提供を改めて要請すること。 ・市町村と連携を一層密にして、県民生活への深刻な影響に、あらゆる対策を実施すること 等	
9/12	木	10:30 (庁内) 記者会見	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		11:30 (庁内) 米ウィスコンシン州知事表敬訪問	
		12:15 (千葉市内) 米ウィスコンシン州知事との昼食会	
		13:30 (庁内) 米ウィスコンシン州への県友好使節団の表敬訪問	
		15:00 (庁内) 武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請	
9/13	金	10:00 9月定例県議会開会	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		13:00 (都中央区) 散髪	
		16:45 (庁内) 災害対策本部会議 (第3回) [本部長指示] ・市町村との連絡をさらに密にして、必要な物資が迅速に提供されるよう取り組むこと。 ・避難生活が1週間を超える可能性がある中、本庁、地域振興事務所、健康福祉センター、農業事務所、土木事務所など出先機関も含め、この連休中も、被害及び被災者の状況をしっかり確認して、県民の支援に迅速に対応していくこと。 等	
9/14	土	12:00 東京電力パワーグリッド社長と面談し、1日も早い復旧と正確な情報提供を要請	同上
		14:40 被災地視察 (君津市、南房総市等) 江藤農林水産大臣と面会し、財政面での支援などを要望	
9/15	日	11:00 (庁内) 災害対策本部会議 (第4回) [本部長指示] ・市町村への応援派遣については、市町村からの全ての要請に速やかに対応すること ・被災者の避難状況や健康状態をきめ細かく把握し、特に困難を抱える方に対しては、新たな避難場所を用意するなど、市町村と連携して、被災者の安心・安全の確保に全力で当たること 等	同上
9/18	水	15:00 自民党本部にて二階幹事長と面談し、災害支援について要望	
		15:50 首相官邸にて安倍首相と面談し、激甚災害の早期指定などを要望	

【検証項目】

- ア 9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。
- イ 9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。
- ウ 9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。
- エ 知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。

【評価・分析】

ア 9月8日の夕方の時点では、気象情報を受けられる態勢を確保したうえで、都内で開催された日本・米国中西部会日米合同常任委員会の重要性を考慮し出席したが、台風接近に備えて18時頃退席し公舎に戻った。

イ 9月9日は、当日予定されていた行事をキャンセルし、公舎で報告を受け、それを踏まえ、指示を出した。

公舎は知事が生活する場所である一方、24時間公務を行うことができる体制がとられており、県庁舎と一体的に機能するものであることから、知事が公舎で公務を行うことは不適切とはいえない。

しかしながら、県内全域で57万軒（9月10日12時30分発表時点。9月9日8時発表時点では64万軒）という本県においてかつてない大規模な停電が発生していたこと、記録的な暴風（9月9日千葉市中央区で最大瞬間風速57.5m。その他県内各地で40m超）による被害状況が十分に明らかになっていなかった段階であったことを踏まえれば、知事は県庁舎において、より迅速に情報収集や指示を出す態勢とすることが望ましかった。

災害対応の中心的役割を果たす防災危機管理部が、被害規模を想定しきれなかったことから、知事に対する進言が困難であったが、上記の大規模停電、暴風の状況を踏まえれば、知事に対して、在庁してより迅速に判断・指示を仰げる態勢をとることを求めるべきであった。

また、両副知事（副本部長）は、9月9日、在庁し防災危機管理部をはじめ各部から被害状況や対応状況について報告を受け協議を行っていた。把握した被害状況において、9日夕方時点でも死者や行方不明者がなく、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったため、被害想定の見立てを誤り、知事に対して登庁を求めることや、災害対策本部の設置を進言するには至らなかった。

しかしながら、停電の規模や暴風の状況を踏まえ、大規模な被害が発生している可能性を想定し、知事に対し、在庁してより迅速に判断・指示を行える態勢をとること、及び災害対策本部を設置することを進言すべきであった。

ウ 知事は、10日朝の災害対策本部会議にて、停電や断水などによる被害報告を踏まえ、各部局長に指示を出し、各部局が関係機関と連携を図り、災害対応に当たっていた。

庁内での午後の公務終了後、公舎に戻る前に、倒木や停電の状況を直接確認したい

と考え、日没までに訪問が可能な東部地域を視察することとし、私用車を用いて視察を行った。加えて知事は、11日及び13日にも連絡が取れる状態であったとはいえ公務外により公舎を離れる時間があった。災害初期において大規模な被害の発生も想定される中、知事が公務外で災害対策本部や公舎を離れることは適切とはいえず、知事は災害に対して最適な対応がとれる態勢をとるべきであった。

また、防災危機管理部担当副知事は、秘書課長から、知事が10日に「私的に視察」を行いたいとの話があった旨、相談を受けた際、午前中の災害対策本部において知事が指示を出し各部局が必要な対応をしていること、夕方公舎に戻るまでの視察であること、東日本大震災の際も私的な視察が有用であったと聞いていたことから、視察を思いとどまってもらうべきとは考えなかった。

今後、視察を行う場合は、必要性、効果、知事の安全等を十分考慮した上で、公務として実施する。なお、東日本台風及び10月25日の大雨の際は、災害発生翌日、公務として視察を実施した。

エ 9月14日、知事は、暴風による被害が発生した地域のうち、市原市、君津市、南房総市を視察し被害状況を確認した。

状況把握のためには、早期の視察が好ましい場合もあるため、最適な視察時期について受入れ側の被災市町村と十分に調整するようにする。

【解決の方向性】

- 知事及び関係部局は、想定を超える状況が発生し、難しい対応を迫られた今回のことを教訓とし、想定を超える状況があり得ることを十分に認識し、災害に対して最適な対応がとれるようにする。
- 大規模な災害の発生時など緊急かつ重要案件については、各部局長から本部長(知事)への直接連絡を含め、情報伝達を徹底することとし、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- 知事または副知事と市町村長間のホットラインについては、今後、市町村の意見も踏まえながら、どのような体制・運用とするか検討を行う。

【東日本台風、１０月２５日の大雨関係への対応状況】

発災前後における知事（本部長）の動向は、次のとおり。

日 時			動 向	備 考
10/9	水	13:30	（庁内）災害対策本部会議（第７回） 【本部長指示】 - 風水害、土砂災害等の発生が懸念されることから、県民に命を守るための行動を確実にとっていただくため、市町村と連携して、避難所の早期設置や住民への早めの避難の呼びかけ等を徹底すること。 - 発災時における速やかな支援を行うため、市町村への情報連絡員の早期配置や、支援物資の円滑な供給体制を確保すること。等 （次の事項等について決定、確認を行った。） ○暴風域見込み等を考慮した時期に、災害対策本部第１配備から第２配備に移行させること。 ○全市町村に、衛星電話等を持った県の情報連絡員を派遣すること。 ○県の物資の配備状況について市町村に情報提供をしていること。 ○県企業局が保有する１３台の給水車がいつでも出動できる態勢となっていること。	
10/10	木	13:00	９月議会閉会（９月補正予算議決） 散会後、自民党からの緊急要望	
10/11	金	13:00	（庁内）災害対策本部会議（第８回） 【本部長指示】 ・配備体制を災害対策本部第２配備に引き上げる。 ・ブルーシートを含めた備蓄物資の増強、人的支援の迅速な対応、停電に備えた電源及び燃料のさらなる確保に向けた調整など、体制強化を一層促進すること。等	庁内で陣頭指揮
		13:25	災害対策本部第１配備から第２配備に移行	
10/12	土	6:41	（東日本台風）大雨暴風警報	庁内で陣頭指揮 １２日～１３日にかけて本庁舎６階で待機
		11:00	（庁内）災害対策本部会議（第９回） 【本部長指示】 ・県内各地で停電が発生しており、今後さらに拡大することが予想されることから、台風１５号の教訓をいかし、水道施設、病院・高齢者施設など命に関わる施設をはじめとして、各部局においては、最大限の対応にあたること。等	
		19:30	（庁内）災害対策本部会議（第１０回） 【本部長指示】 ・すでに日が暮れ、状況把握が難しくなっているものもあるが、引き続き、停電、断水、河川・ダム、潮位などをはじめ、可能な限り、状況把握に努め、それぞれ身の安全を確保しながら、夜間においても、できる対応を行うこと。等	
		21:00	災害対策本部を激励	
10/13	日	9:30	被災地現場視察（市原市）	
		11:30	（庁内）災害対策本部会議（第１１回） 【本部長指示】 ・市町村、医療施設、福祉施設等の状況をきめ細かく確認したうえで、速やかな物資支援、人的支援を行うこと。等	
		13:15	県警ヘリにて上空から被災地視察 （市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、鋸南町、南房総市、館山市）	
		17:00	（庁内）災害対策本部会議（第１２回） 【本部長指示】 ・停電に関しては、台風１５号での経験、教訓を生かし、関係機関と連携し、できる限りの対応を行い、県民の不安解消に努めること。等	

日 時			動 向	備 考
10/25	金	8:20	大雨警報 洪水警報	
		14:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第 15 回) [本部長指示] ・河川やダムの水位、土砂災害の危険、道路の被害などに、厳重な監視を 続け、市町村や関係機関と連携し、住民の迅速な避難を促すこと。 等	
		17:00	災害対策本部第 1 配備から第 2 配備に移行	
10/26	土	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第 16 回) [本部長指示] ・家屋の浸水被害が多数に上ることから、迅速に被害状況の把握を行う とともに、市町村、関係機関と連携し、被災者の支援に努めること。 ・道路や橋りょうなどの社会基盤施設について、被害状況の把握と早期 の復旧に向けた取組を行うこと。 等	
		10:00	県警ヘリにて上空から被災地視察 (千葉市、茂原市、佐倉市)	
10/27	日	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第 17 回) [本部長指示] ・印旛沼については水位が高いことから、引き続き警戒を行うとともに、 被害を受けた道路、河川などの公共土木施設、農業用施設の早期復旧 に向け、市町村、関係機関と一体となった取組を進めること。 等	
11/1	金	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第 18 回)	
		16:00	東日本台風の非常災害対策本部会議 (総理大臣官邸) 宮城県、福島県、神奈川県、長野県、千葉県知事による総理大臣への緊急提言	
11/2	土	12:00	被災地現場視察 (茂原市 堤防決壊箇所)	
		12:20	被災地現場視察 (長南町 住宅倒壊)	
		12:50	被災地現場視察 (長柄町 床上浸水、災害ごみ)	
		13:30	被災地現場視察 (茂原市 越水、災害ごみ)	
11/3	日	13:30	被災地現場視察 (佐倉市 高崎川越水区域)	
		14:30	江藤農林水産大臣との意見交換	

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（３）情報収集

<検証の視点>

- ① 情報収集の体制は充分であったか。
- ② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の情報収集の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備） 等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

（※）災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

○市町村支援

県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。

○各機関が実施する情報収集報告

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

（市町村）

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生した予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

市町村は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。

（県災害対策本部・本部）

市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関が有する航空機による情報収集活動を行う。

- ・陸上自衛隊 ・海上自衛隊 ・千葉県警察本部 ・千葉市消防局 ・海上保安庁 ・その他

（県災害対策本部・支部）

災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、情報連絡員（リエゾン）等を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

【対応状況（房総半島台風関係）】

（房総半島台風千葉県上陸前後から、市町村と何らかの通信手段で連絡を取れる状態であった）

- ・ 9月 8日 12:58 情報収集体制（自動配備）
- ・ 9月 9日 0:30 館山市からガソリンスタンドの屋根崩落の報告
6:11 市原市からゴルフ練習場支柱が倒壊、重傷者の報告（後に軽傷に修正）
8:00 県が被害報第1報を発表
9:45 12:00 14:10 千葉県警察本部航空隊のヘリコプターテレビ伝送システムにより、被災地の映像を災対本部事務局に配信
- ・ 9月12日 いすみ市役所へ職員を派遣（以後随時、市町村に派遣）

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 （自動配備）		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
市町村からの情報	何らかの通信手段で市町村と連絡を取れる状態					
		(情報内容) ・被害確認中 ・被害なし ・一部損壊 ・倒木 ※27市町	(情報内容) ・人的被害 ・倒木 ※3市	(情報内容) ・熱中症 ・住家被害 ※3市	(情報内容) ・被害確認中 ・被害なし ・一部損壊 ・倒木 ※17市町村	
リエゾン派遣					いすみ市役所へ職員を派遣（以後随時、市町村に派遣）	館山市ほか12市に職員を派遣
被災市町村への職員派遣						館山市へ1名職員を派遣
ヘリコプター		9:45～ 12:00～ 14:10～ 千葉県警察本部航空隊のヘリコプターテレビ伝送システムにより、被災地の映像を災対本部事務局に配信			国土交通省のヘリコプターに県土整備部、農林水産部の職員が同乗し、被害状況を収集	
支部					地域振興事務所が管内市町村に対し、支援に係る要望の確認を開始	

（9月14日以降の動き）

- 9月19日、県災害対策本部が千葉県警に依頼し、県警のヘリコプターにより南房総市及び成田市上空の情報を収集
- 9月19日、市町村から要請を受け、千葉市消防局にヘリコプターによる県内全市町村の情報収集を依頼。
- 同月20日、千葉市消防局から「県内全市町村の上空からの画像」の提供を受け、画像データを全市町村に提供した。

【検証項目】

- ア 情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。
- イ 市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣が発災３日後となったのはなぜか。
- ウ 災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたのはなぜか。
- エ 防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。

【評価・分析】

ア 「この台風の雲域は比較的小さい（銚子地方気象台９月８日１１時報）」との発表の印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休（９月８日１６：００発表）などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」にすべきであった。

イ 市町村との間の連絡については、固定電話や携帯電話がつかない状況もあったと言われているが、市町村調査の結果によると、防災電話等により市町村と連絡を取れる状態であった。

地域防災計画上、情報収集のための市町村へのリエゾン派遣は、「市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合」と定められていたことから、台風通過直後は、リエゾンの派遣を行わなかった。

また、市町村調査の結果によると、リエゾンについては、県備蓄物資の状況の共有や県への調整の役割を担ってくれたとの評価がある一方で、派遣が遅かった、役割を理解していないなどの声もあった。

なお、房総半島台風の経験を踏まえ、東日本台風の際には、台風接近前の段階で本庁及び地域振興事務所職員を、すべての市町村にリエゾンとして派遣した。

災害対策本部に設置された現地派遣班（災害対策本部事務局編成上４名）は、被災初期段階において、自らが現地に赴き、被害情報の収集等を行うこととなっているが、広範囲かつ多数の被災市町村が発生していたため対応することが困難であった。

ウ 千葉県（県警を除く。）はヘリコプターを所有しておらず、地域防災計画上、他の機関にヘリコプターによる情報収集活動を依頼する要件は「大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合」とされている。

「大規模の災害であることや、ヘリコプターによる情報収集を行う必要性」について

の認識を十分に持ち、より積極的にヘリコプターによる情報収集を行うべきであった。

エ SNSなどを活用した被害情報の収集も、災害時には、発生位置・被害状況を視認できることから有効であるものの、千葉県として既に導入している「減災プロジェクト」の活用の視点が不十分であった。

また、市町村からの被害情報などの収集にあたっては、主に防災情報システムを用い、1件1件の被害報告を受ける方法としてきたが、今回の房総半島台風の被災時には、市町村において、個々の被害状況の把握が困難であり、また、災害対応に追われる中で防災情報システムへの入力が進まず、結果として県への被害報告が円滑に進まなかった。

この反省を踏まえ、東日本台風の際には、上陸前日の10月10日に市町村に対して、①防災情報システムで1件1件入力することが困難な場合には、消防・市町村職員の現地確認等を基に、全体の概数が把握できた場合には、1件の報告で概数を報告して構わないこと、②システムでの入力が困難な場合には、電話、メール・ファックスでの報告で構わないこと等、被害報告の際の留意事項を通知して、市町村の報告時の負担の軽減を図った。この結果、東日本台風時には、房総半島台風時と比較して、市町村からの住家・非住家に係る概数での被害報告が円滑に進んだ。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/25	10/26
	木	金	土		金	土
台風		6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				
配備体制		13:00 第 8 回災害対策本部会議 13:25 災害対策本部 (第 2 配備)	11:00 第 9 回災害対策本部会議 19:30 第 10 回災害対策本部会議		14:00 第 15 回災害対策本部会議 17:00 災害対策本部 (第 2 配備)	
	本部第 1 配備 ～10/11(13:25)		本部第 2 配備 10/11(13:25)～10/15(16:30)		本部第 1 配備 ～10/25(17:00)	本部 (第 2 配備) 10/25(17:00)～
市町村からの情報						
	【市町村に被害報告の際の留意項を通知】 防災情報システムで 1 件ずつ入力困難な場合、現地確認等を基に全体の概数をメール・FAX で報告可能とした。	市町村と連絡を取れる状態				
		・住家被害 ・物資支援 ・交通規制	・住家被害 ・倒木 ・人的被害		・交通規制 (冠水) ・人的被害 ・住家被害	・住家被害 ・交通規制 ・人的被害
リエゾン派遣	派遣調整	13:00 県内全市町村へ派遣			県内市町村に派遣	
被災市町村への職員派遣	房総半島台風に伴う職員派遣					
	東日本台風、10 月 25 日の大雨に伴う職員派遣					
ヘリコプター			14:00 航空運用調整会議 翌日 5:30 以降 県警ヘリ (県南部方面)、千葉市消防ヘリ (県北部方面) で上空からの被災状況確認			
支部	物資の払出し	・物資の払出し ・職員を派遣 (リエゾン) ・支部の設置	物資の払出し			

【解決の方向性】

- ア 情報収集体制を強化するために、早期により上位の配備体制への移行の判断を行う。
- ・「災害警戒体制」や「災害対策本部」設置後の配備基準について、気象特別警報や河川氾濫情報などにより客観的な判断ができるよう修正する。
 - ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に「災害警戒体制」を自動配備とすることや、「応急対策本部」の設置について検討する。

イ 東日本台風の際の対応等を踏まえ、市町村に赴き、現地の被害情報収集や市町村の様々なニーズ把握を行う「情報連絡員（リエゾン）」となる職員を本庁及び出先機関であらかじめ選定することとした（令和2年2月10日選定済。）ほか、発災時又は発災が見込まれる段階から、リエゾン派遣の総合調整の役割を「現地派遣班」が担うなど、より早期に職員を派遣できる仕組みを構築する。

- ・平時から、市町村に派遣する職員のリスト化、選定を行っておくほか、情報収集に必要なタブレット端末や活動中に身に着けるビブス等、職員派遣体制を充実させる。

また、今回の災害対応で使用した派遣職員用のマニュアルの改定を行い、派遣を予定する職員に対し、派遣までのフローやリエゾンとしての役割、更には派遣期間などの服務等についての理解を深めるため、新たに「リエゾンハンドブック」を作成し周知を図ったところであり、今後は、リエゾンに選定された職員については、平時から適時研修を行うなど、災害対応に備えることとする。

併せて、市町村に対し、災害時の県リエゾン派遣の仕組みやその役割、受入れについての理解を深めるための説明会等を開催する。（令和2年2月27日から3月5日までの間で実施済。）

また、地域振興事務所においては、日ごろから市町村と顔の見える関係を構築し、情報共有及び連携の強化に努めるとともに、災害発生時における情報収集機能の強化を図る。

ウ ヘリコプターによる情報収集は、交通や通信が途絶した地域の状況を迅速に把握する上で有効であるため、ヘリコプターを所有する機関との連携を図り、早期にヘリコプターによる情報収集を行える体制を整える。

- ・災害発生の早期に、ヘリコプターによる情報収集を行えるよう、警察、消防などヘリコプターを保有する機関との間で、要請の手順、映像配信時刻の通知や映像記録の

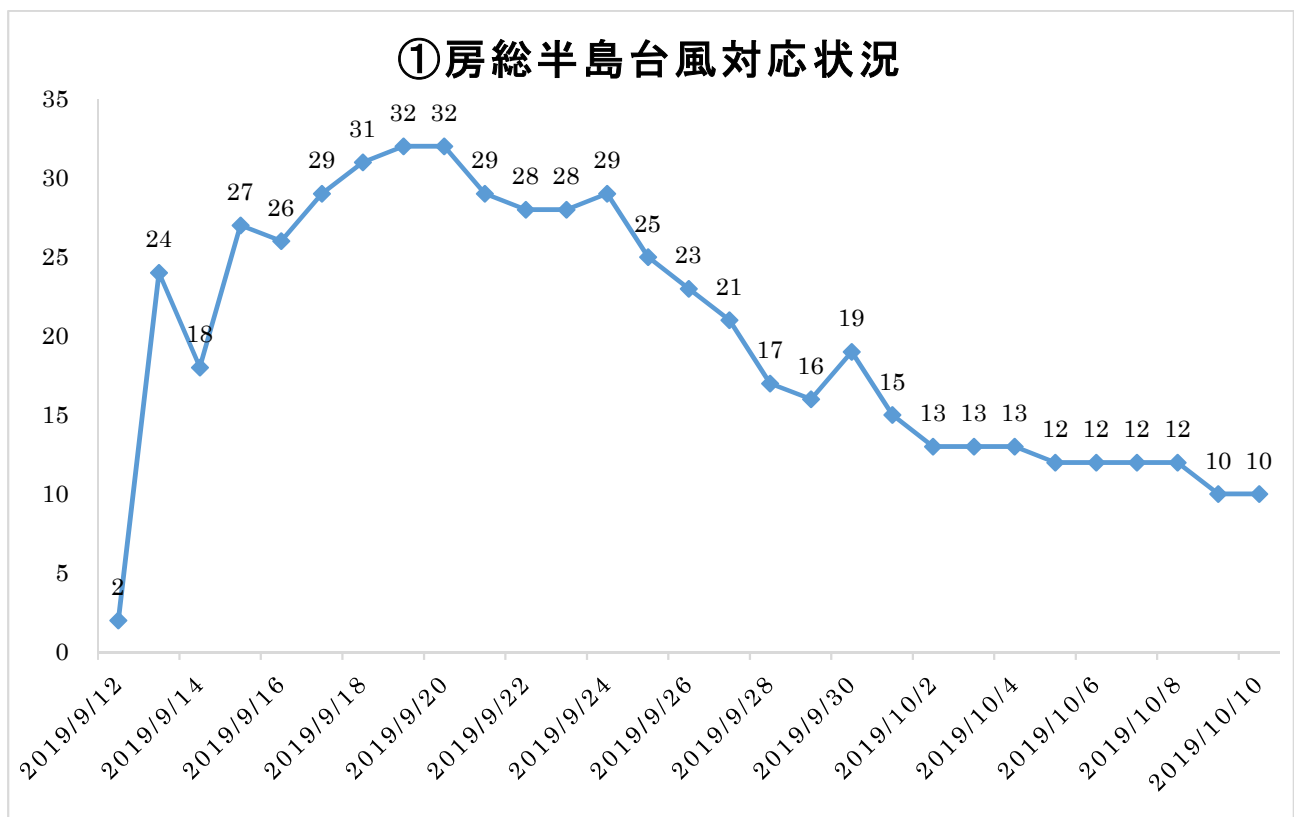
提供方法などのルールの明確化を図る。(令和2年2月13日マニュアル整備済。)

- ・災害対策本部事務局内に情報収集・分析にあたる専門要員をあらかじめ確定し、配信される映像等を活用し、被害状況の解明を図る。
- ・また、定期的に映像の配信確認を実施し、災害時に備える。

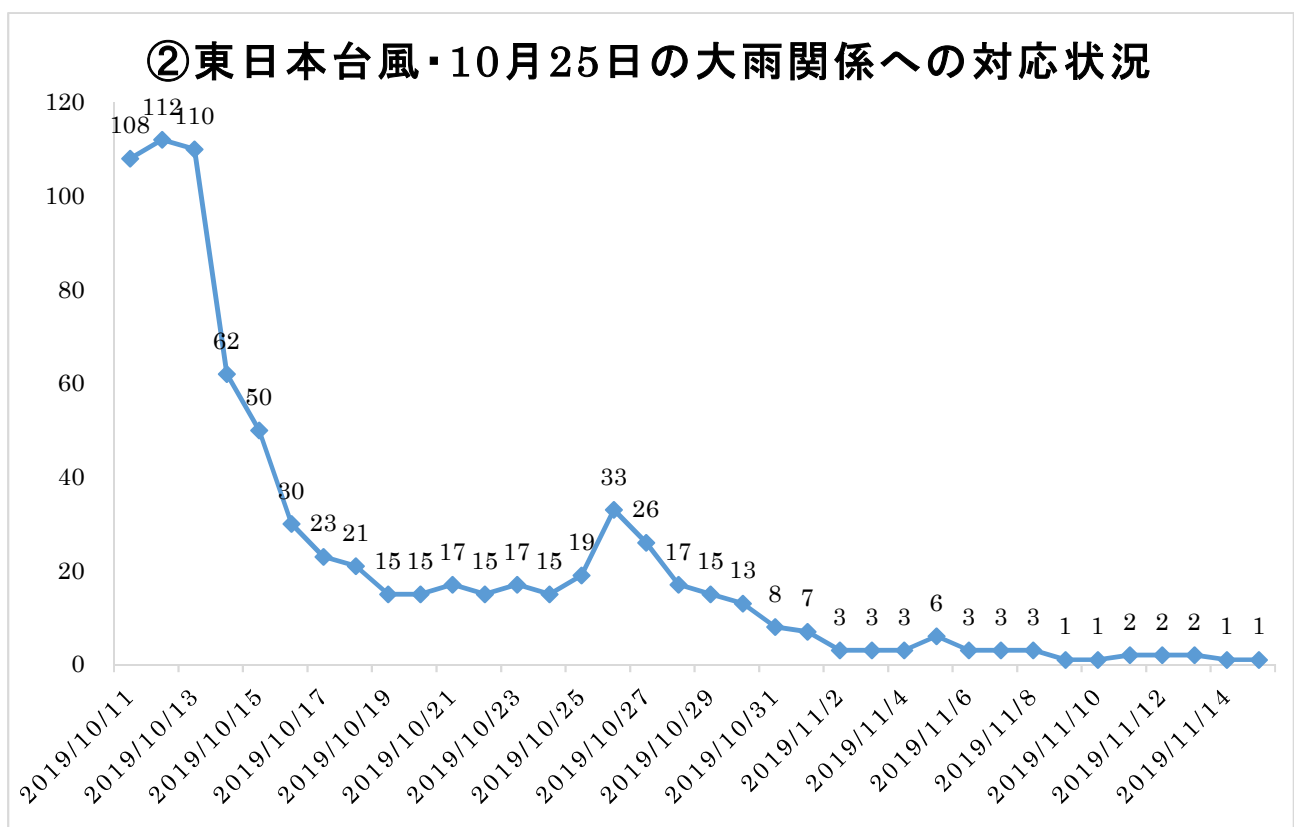
エ 今回の房総半島台風や10月25日の大雨による被害状況について、多くの県民から写真提供を頂いたところであり、引き続き「減災プロジェクト」の県民への周知に努めるとともに、災害時の情報収集ツールとしての活用を徹底する。

- ・このほか、被害情報の情報収集にあたっては、県関係部局はもとより、地域の公的機関が把握する情報や被災地在住の県職員からの情報提供など、多様な入手ルートの活用も検討する。
- ・なお、被害情報の把握については、防災情報システムを基本としつつも、システム入力が行われない市町村に対しては、電話など他の手段による連絡も試みる。また、同時にリエゾンを早期に市町村に派遣し情報収集にあたり、市町村において覚知した被害情報について、防災情報システムへの入力の人的な余力がない場合等には、リエゾンによる代行入力もするなど市町村支援に努める。
- ・市町村からの被害状況報告に際しては、市町村職員の負担軽減を図るため、①防災情報システムで、1件1件の入力が困難な場合には、消防・市町村職員の現地確認等を基に、全体の概数が把握できた場合には、1件の報告で概数を報告して構わないこと、②システム入力が困難な場合には、電話、メール、ファックスでの報告で構わないこと、等を徹底する。
- ・災害発生時の情報収集に関して、対応マニュアルの点検等を行う。

○情報連絡員（リエゾン）の派遣



【延べ578名】



【延べ782名】

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（４）人的支援（業務支援）

<検証の視点>

- ① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。

【関係規程等】

地域防災計画
市町村支援（防災危機管理部） 県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。 県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。
大規模災害時応援受援計画
応援・受援の判断基準 県災害対策本部は、以下の場合に応援を実施する。 （１）被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれ、県に対して応援要請をした場合。 （２）壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、応援要請を待つことなく現地派遣班や支部職員等を派遣し、応援の必要性を把握した場合。
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
（応援要請の手続き） 第３条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。 （１）被害の状況 （２）～（６）略 ２ 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。 （応援の実施） 第４条 前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。 （自主応援） 第５条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。 （応援の調整） 第６条 知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月10日 4:00 4:30 航空・陸上自衛隊に給水支援を要請
12:00 陸上・航空自衛隊に患者搬送を要請
- ・ 9月11日 6:00 陸上自衛隊に電力復旧に伴う倒木伐採を要請
15:00 海上自衛隊に入浴支援を要請
- ・ 9月13日 館山市へ1名職員を派遣
総務省に、富里市、鋸南町への総括支援チーム派遣を要請
- ・ 9月14日 総務省に南房総市への応援職員派遣を要請

		9/8 日	9/9 月	9/10 火	9/11 水	9/12 木	9/13 金	
	台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸					
	配備 体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議				
情報 収集	リエゾ ン派遣					いすみ市役所 へ職員を派遣 (以後随時、 市町村に 派遣)	館山市ほか1 2市へ職員を 派遣	
業務 支援	被災市 町村へ の職員 派遣						館山市へ1名 職員を派遣 総務省に、富 里市、鋸南町 への総括支援 チーム派遣を 要請	9/14 総務省に 南房総市 への応援 職員派遣 を要請
	保健師 等派遣					←		
自衛隊への派遣要請	給水			4:00、4:30 航空・陸上自 衛隊に給水支 援を要請			14:00 海上自衛隊に 給水支援を要 請	→
	患者搬 送			12:00 陸上・航空自 衛隊に患者搬 送を要請				→
	倒木				6:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採を 要請			→
	被害情 報収集 等				14:00 航空自衛隊に 被害情報収集 等を要請			→
	入浴				15:00 海上自衛隊に 入浴支援を要 請	20:00 陸上自衛隊に 入浴支援を要 請		→
	ブルー シート							→
(ブルーシート) 9/15 12:00、21:00 陸上・海上自衛隊に屋根 応急防水作業を要請								

【検証項目】

- ア 被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。
- イ 被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は適切に行えたのか。
- ウ 国によるリエゾンとの連携は充分であったか。
- エ 市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。
- オ 自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。

【評価・分析】

- ア 市町村からのすべての要請に速やかに対応すべく、9月13日から10月10日までにおいては、22市町へ合計延べ4,185人の県職員を派遣し、業務支援を行った。

千葉県大規模災害時応援受援計画においては、「壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、現地派遣班等を派遣し、応援の必要性を把握」することとしている。市町村とは固定電話や携帯電話がつかない状況もあったと言われているが、防災電話等により連絡が取れる状態であったと認識しており、台風通過直後は派遣を行わなかった。

なお、房総半島台風の経験を踏まえ、東日本台風の際には、台風接近前の段階で本庁及び地域振興事務所職員を、すべての市町村に、リエゾンとして派遣した。（この際、現地派遣班は、リエゾン派遣に係る調整を実施。）

また、市町村調査の結果によると、半数近くの団体が、県からの応援職員について、役立ったとの評価がある一方で、最初、業務に慣れていないため、手間取っていたなどの声もあった。

- イ 被災市区町村応援職員確保システムに基づき、9月13日から10月16日までにおいて、11市町に対し、延べ3,853人の応援職員が派遣され、災害マネジメント支援（総括支援チーム）、災害対策本部や避難所の運営支援、住家被害認定調査等の業務支援を受けた。

業務支援については、市町村から要請があった場合、県庁内や県内市町村で、職員派遣に係る調整後、派遣人数に不足がある場合に、確保システムに基づき、総務省に

要請するものであるが、当初、県内市町村との職員派遣調整が、休日となったため、十分行うことができない事例があった。

また、市町村調査の結果によると、被災市区町村応援職員確保システムについて、市町村長が「十分理解していた」、「ある程度は知っていた」と回答したのは、13団体に留まっていた。

ウ 国によるリエゾン派遣の受入れは9月10日から行われ、様々な助言や支援を受けたが、受入れスペースや連絡調整の窓口が一本化されていないなど、受入体制が充分ではない部分があった。

エ 市町村からの応援要請を受け、県職員の派遣を調整することと併せて、市町村にも相互応援について要請・調整を行い、県内市町村職員が被災市町村で支援を行った。しかしながら、応援調整を行ったものの、受入れ市町村の準備が整わず支援が中止となった事例や消防職員の支援において、受入市町村との調整に時間を要した事例があった。

オ 自衛隊への災害派遣要請について

次のとおり、市町村からの要請に応じ、派遣要請を行えた。なお、要請にあたっては、県と自衛隊との調整により、自衛隊が緊急に対処すべき案件を優先したため、市町村からの要請に直ちに応じられないこともあった。

(ア) 給水支援について

複数の水道事業体の断水と、県内拠点病院での水と電力の供給不足に対して、9日20時頃から、関係課との協議を踏まえ自衛隊に対する災害派遣要請の検討を始めた。

給水派遣要請に先立ち、災害拠点病院等の必要水量などの把握、自衛隊が給水作業を行う際に必要な給水ポイントの指定などの準備を行い、10日午前4時に災害派遣要請を行った。

(イ) 倒木伐採支援について

9月10日夕方に、東京電力から県に対し、成田市内で樹木が電線に倒れかかっており電力復旧の妨げとなっていることから、自衛隊に倒木伐採を依頼したいとの連絡があったため、県、陸上自衛隊、東京電力の三者で調整を行い、9月11日午前6時、東京電力が単独で除去できないものに対して、陸上自衛隊による伐採を要請した。

(ウ) 入浴支援について

停電の長期化が懸念されはじめた11日に、館山市からの要請を受けて、同日、派遣要請を行った。また、12日20時、市町村長から要請のあった4市のほか、停電戸数の多い2市については、要請を待たずに、派遣要請した。

(エ) ブルーシート展張支援について

前例に乏しかったことから、内閣府、防衛省・自衛隊、千葉県との間で情報共有しつつ、「独居老人、高齢者夫妻、障がい者及び市町村が自力でのブルーシート展張困難と判断した者」の住家を対象家屋として取り組んだ。

その後、支援対象者を制限せずに実施することについて、支援を受けた市町に確認したところ、確認できた13自治体の約3分の2が、これに消極的であった。

また、県としても一般の方々自ら行うブルーシート展張の支援・促進のため、ブルーシートの展張作業ができる事業者と施工希望者とを結びつける施策の実施を進めていたことも含め、これらを総合的に勘案し、県としての対応方針は変更しなかった。

【解決の方向性】

- 市町村の人的支援要請に的確に対応できるよう、また、市町村が迅速かつ的確に人的支援要請が行えない場合、市町村と協議し、支援ニーズを把握できるよう、[リエゾン](#)を速やかに派遣する。
 - ・ [リエゾン](#)が把握した支援ニーズに基づき、早期に業務支援ができる体制を検討する。
 - ・ 災害時に、市町村に派遣する職員の職位や災害対応経験等、支援ニーズを把握するための様式の見直し等を検討する。
 - ・ 今回の災害での事例等をもとに、避難所運営や罹災証明書交付業務等に必要な人員の見積方法や、応援に要する経費に対する財政措置（災害救助法の対象経費や交付税措置等）を、「千葉県大規模災害時応援受援計画」（応援受援の手順等を定めたマニュアル）に記載することを検討する。
 - ・ 支援業務の円滑な実施のために効果的な、職員研修や訓練方法などについて、他県の事例なども参考に検討する。
- 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」について、市町村に対し、関係機関と連携し、様々な機会を通じ、その周知に努める。（令和2年2月27日から3月5日までの間で実施済。）また、訓練を通じて、活用方法の習熟に努める。

- ・職員派遣について、休日であっても県庁内や県内市町村と調整できる連絡体制の整備について、検討していく。

- ・災害時、市町村に対し、災害マネジメントを支援するため、「総括支援チーム」の積極的活用を呼び掛ける。

- 市町村間の相互応援調整については、今後、市町村へのアンケートを通じて、派遣側と受入側の市町村から意見を聴き、対応を検討する。

- 国によるリエゾンと適切な連携を図られるよう、受入体制の充実を図る。

- ・国の応援職員や各種支援を迅速・的確に受入れ、情報の共有や各種調整を円滑に実施できるよう、災害対策本部事務局における活動スペースの確保等も含め、受入体制の構築を検討する。

- 自衛隊への災害派遣は、平素から自衛隊との連携を密にし、発災時には市町村等のニーズを的確に把握したうえで、自衛隊との調整を図り実施する。

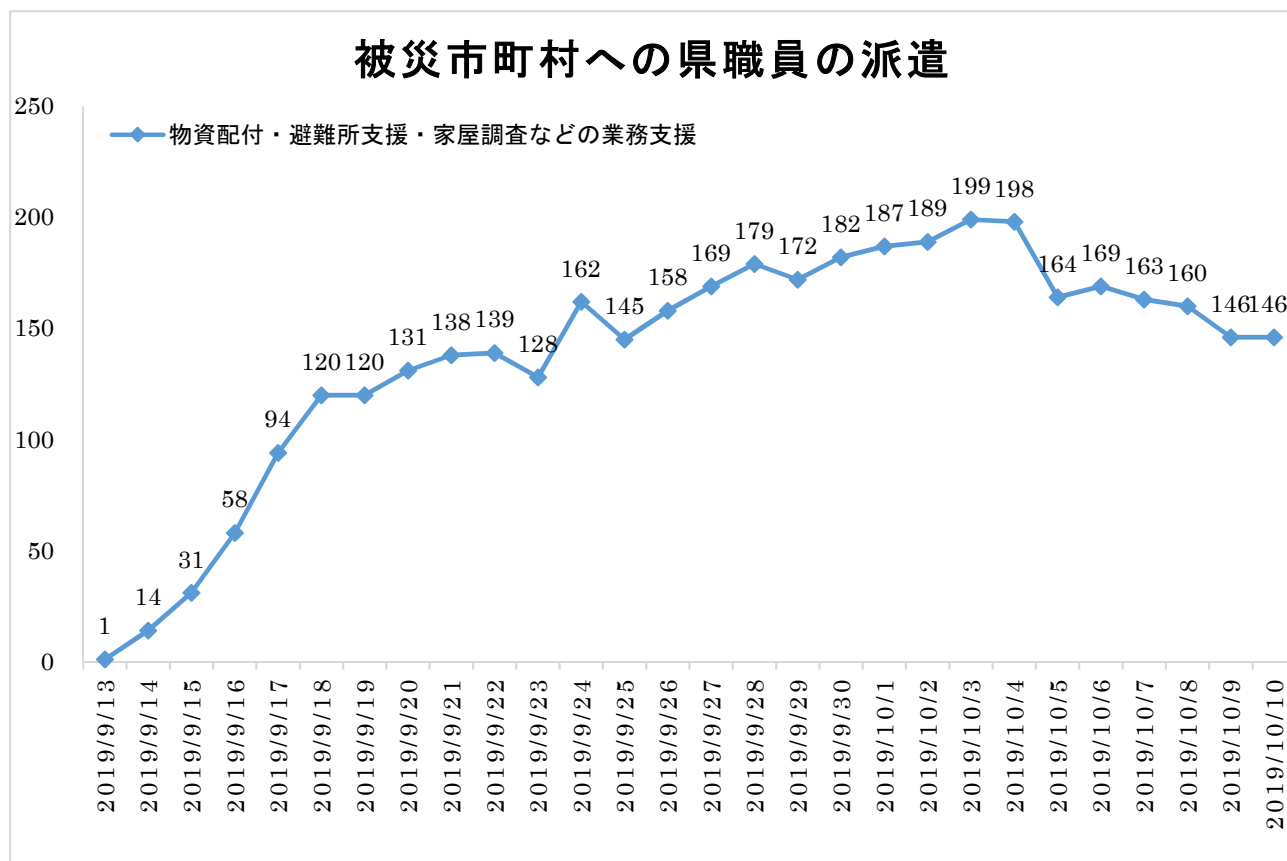
また、市町村に対しては、日ごろから自衛隊の派遣要請に係る手順や条件等について説明するとともに、発災後は県が自衛隊に要請した活動内容を周知する等、連携を密にして対応する。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

		10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15
		木	金	土	日	月	火
	台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報			
	配備体制	災害対策本部 (第1配備) ～10/11(13:25)	災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)～10/15(16:30)				災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)～
情報 収集	リエゾン 派遣		10:00 職員説明会 衛星携帯配付 午後から全市 町村へ派遣				
業務 支援	被災市町 村への職 員派遣		君津市へ6名 職員を派遣	君津市ほか2 市へ職員を派 遣	君津市ほか3 市へ職員を派 遣	君津市ほか3 市へ職員を派 遣	君津市ほか4 市町へ職員を 派遣
自衛隊への 派遣要請	給水				20:30 航空自衛隊に 給水支援を要 請		10/23 総務省に南 房総市への 応援職員派 遣を要請
	倒木					13:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採を 要請	
	入浴					14:45 海上自衛隊に 入浴支援を要 請	
	ブルー シート						(ブルーシート) 10/16 13:00 航空自衛隊に屋 根応急防水作業 を要請
	輸送支援				17:33、19:35、 20:30 陸海空自衛隊 に輸送支援を 要請		
	がれき処理						(がれき処理) 10/21 13:00 航空自衛隊にが れき処理を要請

		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
		水	木	金	土	日	月
	台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報			
	配備体制	災害対策本部 (第1 配備) ～10/25(17:00)			災害対策本部 (第2 配備) 10/25(17:00)～		
情報 収集	リエゾン 派遣						
業務 支援	被災市町 村への職 員派遣					茂原市へ 7 名 派遣	茂原市へ 9 名 派遣
自衛 隊へ の派 遣要 請	人命救助			17:30 陸上自衛隊に 人命救助を要 請			

被災市町村への県職員の派遣（人的支援：業務支援）



【延べ3, 862人】

※ その他、各部局より保健師などの技術職員の支援を別途行っている

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（５）物資支援

<検証の視点>

- ① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。
- ② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。

【関係規程等】

地域防災計画
第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。 2 食料・生活必需品物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村） 県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。 なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。
災害時における支援物資物流に関するマニュアル
第6 物資調整② ※要請が無い市町村にプッシュ型供給を行う場合 ・物資の支援要請が無い市町村について被災状況を推計し、要請を行う余力が無いと推測される市町村を選定する。 ・上記市町村について、需要を推計して物資を送り込むプッシュ型供給を行う。 なお、物資を送り込む市町村拠点については、現地調査等を実施後、市町村との調整の上、決定する。
防災備蓄倉庫管理運営要綱
第4条 管理運営者の業務は、次のとおりとする。 (3)備蓄物資の搬出入の立会い (6)災害が発生した場合の備蓄物資の払出し業務

【対応状況（房総半島台風）】

- 9月9日朝に市原市からのブルーシート要請への対応、午後に香取市、匝瑳市から要請を受け、防水シート（ブルーシート）や飲料水を供出した。
- 9月10日には、千葉市、東金市、君津市、富津市、匝瑳市、南房総市、神崎町、長柄町、鋸南町から要請を受け、防水シートや食料、飲料水などを供出した。
- 9月11日には、館山市、鴨川市、匝瑳市、南房総市、東庄町、多古町から要請を

受け、防水シートや飲料水などを供出した。

- 9月16日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか8市町にアルファ化米 54,206 食、長柄町ほか6市町にクラッカー83,007 食、千葉市ほか11市町に飲料水 78,192 本、館山市ほか18市町村に防水シート 28,226 枚などを供出した。
- 10月14日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか9市町にアルファ化米 66,308 食、長柄町ほか8市町にクラッカー88,700 食、千葉市ほか17市町・団体に飲料水 104,336 本、館山市ほか27市町村に防水シート 48,696 枚などを供出した。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
物資支援 (市町村からの要請)		市原市、香取市、 匝瑳市から要請 があり備蓄物資 を供出	千葉市、南房総 市、鋸南町ほか6 市町村から要請が あり備蓄物資を 供出	館山市、南房総 市ほか4市町か ら要請があり備 蓄物資を供出		
		市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出				
支部		(備蓄物資の 供出を実施)			地域振興事務 所が管内市町村 へ支援に関 する要望の確 認作業を開始	
		(備蓄物資の供出を実施)				

【検証項目】

- ア 県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
- イ 県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。
- ウ プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則」とされている。発災後において固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、防災電話等により市町村とは連絡が取れる状態であったと認識している。

このため、県では市町村からの具体的な要請に基づいて、被災当日の9月9日から防水シートや食料、飲料水などを県備蓄倉庫から市町村に供給した。

しかしながら、被災市町村からの要請に基づく物資供給だけでなく、その状況に適した対応を行うことも必要だった。

イ 県が備蓄している物資の種類や数量については、千葉県ホームページに掲載していたが、市町村への周知が充分ではなく、また、備蓄物資の規格等、市町村と情報共有が十分に図られていたとはいえない状況だったため、発災時において備蓄物資（発電機）が有効に活用されない事例が生じた。

ウ 暴風による家屋被害が広範囲かつ多数発生したことにより、県が備蓄していた防水シートについて、家屋の応急修理に活用するため大量に必要となり市町村からの要請が集中したため、県が備蓄していた数量を大きく超える要請があり、大量に不足することとなった。

エ 物資供給の際、運送事業者との協定により、県備蓄物資の搬送には運送事業者の協力が得られることとなっている。

協定では県の要請があった際、「手配を可能な限り行う（協定書第2条第3項）」とされているため、実際に搬送を運送事業者に依頼したが、トラックの空きがなく、確保までに数時間を要し、必要台数を確保できるか不明である旨の回答があったため、支援を要請した市町村に、同日中に搬送できない可能性があることや取りに来ることが可能であれば速やかに供出できる旨を伝えたところ、市町村の職員が遠くの県備蓄倉庫まで取りに行く事例が生じた。

被災地が広範かつ多数であったことや物流企業側が通常業務を行う中での対応となったことで多数の支援要請を賄える車両の確保が困難だった。

なお、市町村調査の結果によると、半数近くの団体が、地域振興事務所までなら取りに行けると回答した。

オ 地域防災計画では、市町村が壊滅的な被害を受け、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、プッシュ型支援を行うこととされている。今回の台風における物資供給に際しては、市町村が壊滅的な被害を受けたとまでは考えていなかったため、要請に基づく品目・数量の供給（プル型支援）を実施したところである。

なお、市町村調査の結果によると、多くの団体が、情報連絡員をできる限り早く

派遣し、市町村ニーズを把握し、これに基づき県が物資支援を行うべきと回答した。

カ プッシュ型物資支援は、特に今回の房総半島台風のように、被災地が広範囲にわたる場合には、それぞれの需要の推計方法、搬送手段・場所や受入体制など、様々な課題を整理する必要がある。

【解決の方向性】

- 東日本台風の際に実施したように、品目、在庫状況、仕様等について市町村に対し積極的な周知を行うなど、今後も様々な機会を捉え、相互の情報共有を図る。
 - ・ 県の保有する備蓄物資及び市町村の備蓄物資について相互の情報共有を図り、災害発生時に県と市町村または市町村間での物資の有効な活用を促進する。
 - ・ また、国や近隣自治体が備蓄する物資の情報についても、現在、国が構築中の物資調達・輸送調整等支援システムの活用などにより、情報共有を図る。
- 災害発生時に、物資輸送のための車両を優先的に確保できる仕組みなどについて検討を行う。
 - ・ 現行の災害時の物資供給に関する協定に加え、車両を多数保有する事業者などと直接協定を締結するなど、災害発生時に活用可能な複数の搬送手段の確保に努める。
- プッシュ型支援の実施に当たっては、国による物資支援との連携や受け入れ側（市町村）の体制などの調整すべき事項もあることから、他県での実施事例なども参考に、より迅速かつ適切に物資が届けられる仕組みについて検討する。
 - ・ 市町村への物資支援を的確に実施するため、早期に情報連絡員を派遣し、現地で直接市町村が支援を必要とする対象、物資、場所などの情報を確認し、迅速な物資手配に努める。

その上で、プッシュ型支援の適切な運用についても、検討を進める。
- 民間企業や他の都道府県からの物資支援については、今回の災害時も、県災害対策本部において、市町村ニーズとのマッチングを行ったところであり、引き続き、適切な対応に努める。

【東日本台風、１０月２５日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15
	木	金	土	日	月	火
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報			
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ～10/11(13:25)		災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)～10/15(16:30)			災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)～
物資支援 (市町村 からの 要請)	市町村の要望を確認、市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出					
		県備蓄の在庫と 仕様を市町村に 伝達 (情報共有)	天候状況により 終日搬送中断		県備蓄の在庫と 仕様を市町村に 伝達 (情報共有)	
支部	災害対策本部 (物資支援班) の指示を受け、県備蓄物資を供出					
			天候状況により 終日搬送中断			

	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
	水	木	金	土	日	月
台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報			
配備体制						
	災害対策本部 (第1配備) ～10/25(17:00)			災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)～		
物資支援 (市町村 からの 要請)						
	市町村の要望を確認、市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出手配					
支部						
	災害対策本部（物資支援班）の指示を受け、県備蓄物資を供出					

○ 県の備蓄（防災危機管理部）

品 名	県管理分	市町村寄託分	合 計
発 電 機	448 台	20 台	468 台
ガ ソ リ ン 携 行 缶	91 個		91 個
投 光 器	334 台		334 台
炊 飯 装 置	381 台	20 台	401 台
ろ 水 器	(エンジン付) 59 台 (手動式) 10 台		(エンジン付) 59 台 (手動式) 10 台
簡 易 ト イ レ	1,800 台	100 台	1,900 台
飲 料 水 自 動 包 装 充 て ん 設 備	11 組		11 組
給 水 槽	(組立槽) 178 台 (車載槽) 90 台		(組立槽) 178 台 (車載槽) 90 台
担 架	317 基 (リヤカー搭載型) 11 基		317 基 (リヤカー搭載型) 11 基
リ ヤ カ ー	11 台		11 台
毛 布	66,250 枚	8,000 枚	74,250 枚
防 水 シ ー ト	40,540 枚	10,000 枚	50,540 枚
食 糧	435,234 食		435,234 食
食糧（要配慮者）	85,700 食		85,700 食
飲料水（500 m l ）	509,000 本		509,000 本
テ ン ト	5 張	10 張	15 張
エ ア ー テ ン ト	55 張		55 張
キャンドルセット	6,167 個		6,167 個
入 浴 シ ス テ ム	5 セット		5 セット
使 い 捨 て ト イ レ	20,666 個		20,666 個
生 理 用 品	65,600 枚		65,600 枚
紙 お む つ	49,300 枚		49,300 枚

【地域防災計画＜資料6－13＞（平成29年4月1日現在）】

○ 県の防災備蓄倉庫

番号	名 称	所在地
1	新柏倉庫 柏インター事業所 日本通運 海神倉庫	柏市中十余二 3 0 4 - 1 船橋市海神町 3 - 1 2 4
2	中央防災備蓄倉庫	市原市菊間 7 8 3 - 1
3	西部防災センター	松戸市松戸 5 5 8 - 3
4	葛南地域防災備蓄倉庫	船橋市高瀬町 5 2 - 1
5	香取地域防災備蓄倉庫	香取市佐原イ 2 2 1
6	長生地域防災備蓄倉庫	茂原市茂原 1 1 0 2 - 1 長生合同庁舎内
7	安房地域防災備蓄倉庫	館山市亀ヶ原 8 0 3
8	君津地域防災備蓄倉庫	木更津市貝渕 3 - 1 3 - 3 4 君津合同庁舎内
9	海匝地域防災備蓄倉庫	旭市鎌数 5 1 4 6
1 0	山武地域防災備蓄倉庫	東金市油井 1 0 5 5 - 1
1 1	夷隅地域防災備蓄倉庫	大多喜町森宮 8 - 3
1 2	印旛地域防災備蓄倉庫	佐倉市鎗木仲田町 8 - 1 印旛合同庁舎内

【千葉県防災備蓄倉庫管理運営要綱 別表】

